



石巻市子ども読書活動推進計画



石 巻 市

平成20年5月

目 次

はじめに	1
第1章 計画策定の背景	2
1 子どもの読書活動の意義	2
2 子どもの読書活動の現状	2
3 国及び県の動向	3
第2章 計画の概要	3
1 計画の目標	3
2 計画の基本的方針	4
3 計画の体系	4
4 計画の対象	4
5 計画の期間	4
第3章 子どもの読書活動推進のための方策	5
1 乳幼児期の読み聞かせの推進	5
(1) 基本的な考え方	5
ア 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進	5
イ 乳幼児健診等における読書活動の推進	5
ウ 保育所、幼稚園等における読書活動の推進	5
(2) 現状と課題	6
ア ブックスタート	6
イ 保育所、幼稚園等	6
ウ 子育て支援センター等	6
エ 公立図書館	6
オ 公民館	6
(3) 推進の方策	7
ア 乳幼児健診等における読み聞かせの推進	7
イ 保育所、幼稚園等における読み聞かせの推進	7
ウ 子育て支援センター等における読み聞かせの推進	8
エ 公民館、図書館、児童館等における読み聞かせの推進	8
2 学校における読書活動の推進	8
(1) 基本的な考え方	8
ア 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進	8
イ 学校図書館等の整備・充実	9
ウ 人的環境の整備・充実	9
エ 公立図書館等との連携の推進	10
(2) 現状と課題	10
ア 読書活動の状況	10
イ 学校図書館の図書等の整備状況	10
ウ 学校図書館1校当たりの図書購入費	10
(3) 推進の方策	11
ア 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進	11
イ 学校図書館の整備・充実	11
ウ 人的環境の整備・充実	11
エ 公立図書館等との連携の推進	11

3	公立図書館の機能強化と整備の推進	12
(1)	基本的な考え方	12
ア	図書館における子どもの読書活動の推進	12
イ	図書館における読書環境の整備	12
ウ	図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進	13
(2)	現状と課題	14
ア	図書館職員	14
イ	蔵書冊数	14
ウ	資料購入費	14
エ	貸出冊数・登録者数	14
オ	子どもの読書活動推進に係る事業・取組	14
カ	分館における児童登録者数・児童への貸出数・蔵書冊数・資料費等	14
キ	市図書館における子どもの利用状況の推移	14
ク	ボランティアとの連携	15
(3)	推進の方策	15
ア	図書館における子どもの読書活動の推進	15
イ	図書館における読書環境の整備	15
ウ	図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進	16
4	民間団体やボランティアとの連携・協力の推進	16
(1)	基本的な考え方	16
ア	民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進	16
イ	民間団体やボランティアへの支援	16
(2)	現状と課題	16
ア	家庭・地域文庫	16
イ	民間団体やボランティア	16
ウ	ボランティアの研修	17
エ	ボランティアの活用	17
(3)	推進の方策	17
ア	民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進	17
イ	民間団体やボランティアへの支援	17
第4章	計画の推進と進行管理のための方策	18
1	「石巻市子ども読書活動推進委員会」の開催	18
2	「関係施設における実態調査」の実施	18
3	「学校における児童生徒の実態調査」の実施	18
4	「(仮称)子ども読書活動ホームページ」の開設	18

資料編

- 1 計画の体系図
- 2 子どもの発達段階と発達の特徴、読書興味の発達段階
- 3 実施体系図
- 4 幼稚園・保育所における読書環境の現状
- 5 学校における読書環境の現状
- 6 子どもの読書活動に係る市図書館と県内市立図書館平均との比較
- 7 市図書館における過去5年間の子どもの利用状況の推移
- 8 その他（策定経過、推進委員名簿、子どもの読書活動の推進に関する法律）

はじめに

本市は、石巻市総合計画基本計画において「個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまちづくり」を基本目標の一つとして掲げ、「生きる力」を持つ子どもたちの育成、新たな時代を創造する人材の育成、地域全体による子どもたちの育成を目指して学校教育の充実や生涯学習の振興に取り組んでおります。

近年子どもを取り巻く生活環境が大きく変化し、子どもの活字離れ、読書離れが、豊かな人間形成の障害となっていると憂慮されております。「子どもの読書活動」は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくために欠くことのできないものであり、社会全体で子どもの発達段階における読書活動を推進することが重要であると考えております。

本市は、これまでも学校、幼稚園、保育所、図書館等のそれぞれの場所で、子どもの読書活動を推進する取り組みを行ってきております。これらをふまえ、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国の基本計画及び県の計画を基本として、子どもの読書活動をさらに総合的かつ計画的に推進するため、「石巻市子ども読書活動推進計画」を策定し、「基本方針」、「推進する施策」及び「推進体制」を定め、本市の施策の基本的な方向と具体的な方策を示すことといたしました。

「石巻市子ども読書活動推進計画」は、読書の習慣を身に付ける基礎となる子ども時代に、石巻市に生まれ、育つすべての子どもたちが本との幸せな出会いを体験し、読むことの楽しさを知ることができるよう、また、発達段階に応じて自主的に読書に親しめるよう、その環境を整え、機会を提供しようとするものです。

本計画の実施には、家庭、地域、学校などあらゆる場面で市民と石巻市の協働が欠かせないと考えております。子どもの読書活動に取り組まれている関係者はもとより、多くの市民の方々にこの計画の趣旨をご理解いただき、計画の着実な推進のため、共に手を携えて歩んでいただくことをお願い申し上げます。

平成20年 5月

石巻市長 土 井 喜美夫

第1章 計画策定の背景

1 子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです（子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条参照）。

読書により、子どもは、広い世界を知り、自分自身の考えを確かめたり高めたりする体験を持ちます。そして、この体験を通し、考える習慣、豊かな感性や情操、思いやりの心などを身に付けることができます。また、読書は、子どもが、変化の激しい社会に主体的に対応していくために、自ら課題を見だし、自ら考えたり、判断したり、表現したりして解決することができる資質や能力をはぐくむものです。さらに、創造力や集中力を育てるとともに、本を媒体としたコミュニケーション活動により、新しい本との出会い、人との出会いにつながり、そのことがその後の人生の指針ともなります。

このように、子どもの読書活動は、子どもが人生をより深く生きる力を身に付け、自己実現を図っていく上で重要かつ必要不可欠なものです。そのため、市をあげて、子どもの読書活動が浸透するための施策を総合的に推進していく必要があります。

2 子どもの読書活動の現状

(1) 「生徒の学習到達度調査（PISA）^{*1}」から

ア 2000年の調査では、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒は、日本では55%で、OECD参加国平均の31.7%を大きく上回り、参加32か国の中で最も割合が高くなっています。さらに「どうしても読まなければならないときしか本を読まない」と答えた生徒は日本では22%で、これもOECD参加国平均の12.6%を上回っています。

イ 数学的リテラシー・科学的リテラシー・問題解決能力の得点については、いずれも日本は第1位の国との統計上の差がありませんでしたが、「読解力」の得点については、2000年に8位だったのが、2003年には14位に後退し、OECD平均程度まで低下している状況にあります。

ウ 読解力に関して2000年、2003年の調査でいずれも第1位であったフィンランドでは、人口一人当たりの年間貸出冊数が19.2冊と突出して多くなっています。

(2) 「学校読書調査^{*2}」から

「平成18年度第52回全国調査」によると、1か月間の平均読書冊数は、小学生9.7冊、中学生2.8冊、高校生1.5冊です。また、不読者（1か月間に本を1冊も読まなかった者）の割合は、小学生6.0%、中学生22.7%、高校生50.2%です。この調査結果により、中・高校生の“読書離れ”の実態が、浮き彫りになっています。

(3) 「宮城県内の児童生徒の読書活動状況調査」から

平成18年度の調査によると、1か月間の平均読書冊数は、小学生9.1冊、中学生2.8冊、高校生1.8冊です。また、不読者の割合は、小学生8.5%、中学生19.37%、高校生42.7%です。全国と比較した場合、小学生の読書活動の一層の促進が課題となっています。

※1 PISA：経済開発協力機構(OECD)が、各国の生徒が生活をしていくうえで必要な知識や技能を、義務教育終了段階でどの程度身に付けているかを測定することを目的に、定期的を実施する「国際学習到達調査」

※2 学校読書調査：全国学校図書館研究会と毎日新聞社が共同で毎年6月上旬に実施。調査対象は選定基準により全国から求めた調査対象校に在学する児童・生徒のうち、各学年ごとに1学級を選定。調査方法は、クラスごとの集団質問紙法で、教諭が説明しながら回答を記入する逐次法で行われる。

3 国及び県の動向

子どもの読書活動の意義及び現状を鑑み、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、国は、平成12年を「子ども読書年」と定め、さらに平成13年12月には、「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策を総合的かつ計画的に推進しています。そして、平成14年8月には、この法律の規定に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定し、平成14年度から平成18年度までのおおむね5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。

このような状況の中、宮城県では、平成16年3月に「みやぎ子どもの読書活動推進計画」を策定し、「すべての子どもが、本を読みたいと思った時に、いつでもどこでも自主的に読書活動ができるよう環境の整備を推進し、心豊かでたくましく生きるみやぎの子どもの育成」を目指し、「宮城県の取組」と「市町村に期待される取組」を示しました。また、重点項目として以下の諸点を取り上げています。

- (1) 乳幼児期の読み聞かせの推進
- (2) 民間団体（含むNPO）やボランティアとの連携・協力
- (3) 学校における読書活動の推進
- (4) 公立図書館の設置促進と整備充実

さらに、国では、平成17年7月に、読書環境を充実させて“本好き”を増やし、国民の「活字離れ」や子どもの「読解力」低下傾向にも、歯止めをかける目的で、「文字・活字文化振興法」を公布・施行したところです。

第2章 計画の概要

1 計画の目標

石巻市に生まれ、育つすべての子ども（おおむね18歳以下のもの）が発達段階^{※3}に応じてあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を進めていきます。

※3 子どもの発達段階：本計画における「子どもの発達段階」の捉え方の概要は下記のとおりとし、「子どもの発達段階と発達の特長、読書興味の発達段階」の捉え方は、資料-1参照を参照願います。

(1) 乳児期

乳児期の子どもは、まわりの大人からのことばかけやスキンシップ、本の読み聞かせなどにより、本の楽しさや心地良さを感じながら、ことばや物を覚え、コミュニケーションのためのことばや、将来にわたる基本的信頼感を習得します。

(2) 幼児期

幼児期の子どもは、急速に言葉を習得し、言葉によって思考する力が備わります。わらべ歌や手あそび歌を繰り返し楽しませることで語彙が増え、絵本や昔話を聞かせることによって想像力が豊かになり、お話の中の主人公と一体化して楽しむことができるようになります。

(3) 少年期

小学生の低学年では、文字の拾い読みから、易しい本の音読、長い文章の黙読ができるようになり、読書する力の発達が著しい時期です。小学生の高学年では、伝記や動物記、長編物語などに挑戦できるようになります。一方で、読書ばなれも始まる時期です。

(4) 青年期

中学生・高校生などは、思春期を迎え、個人の好みははっきりとし始め、個性が伸長する時期です。発達段階の差が大きくなり、本をよく読む子どもと読まない子どもとの二極化が著しくなります。

本をよく読む子どもは、高度な知識を得たい欲求が高まり、一般書だけでなく学術書も読めるようになります。

2 計画の基本的方針

石巻市は、計画の目標を達成するために、次の四つの基本的方針から計画を構想します。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めるための機会の提供と充実が必要です。そこで、子どもの発達段階に応じて、それぞれの関係機関による多様な読書活動の機会の提供と内容の充実に努めます。

(2) 子どもを取り巻く読書環境の整備・充実

子どもの自主的な読書活動を引き出すためには、子どもが興味を持ち、感動する本を身近に備えること、読みたいと思うときに読みたい本がすぐに手に取れるような環境の整備・充実が必要です。そこで、公共図書館や学校図書館をはじめ保育所や幼稚園、児童館、子育て支援センター等における図書の本の整備・充実に努めます。

(3) 家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要です。そこで、それぞれがまずその担うべき機能を高めるための取組を推進します。同時に、子どもの読書活動に関わる学校や保育所、幼稚園、図書館、公民館、乳幼児健診担当課、子育て支援センター、子どもの読書活動を推進する民間団体（以下「民間団体」という。）等が緊密に連携し、相互に協力を図る体制づくりに努めます。

(4) 子どもの読書活動に関する啓発と推進気運の醸成

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、市民の間に広く理解と関心を深める必要があります。そこで、子どもを取り巻く大人、特に、保護者や教員、保育士等に対する子どもの読書活動に理解と関心を高めるための啓発資料の作成と活用、研修会、講座等の開催を通して、子どもの読書活動を推進する社会的気運の醸成に努めます。

3 計画の体系

石巻市は、計画の目標を達成するために、上記方針に基づき、以下の「みやぎ子ども読書活動推進計画」が掲げる重点項目を視点とし、それぞれの視点からの子どもの読書活動推進のための「基本的な考え方」及び石巻市の「現状と課題」の分析に基づいた実効性の高い「推進の方策」を構想します。

- (1) 乳幼児期の読み聞かせの推進 ————— 【視点1】
- (2) 学校における読書活動の推進 ————— 【視点2】
- (3) 公立図書館の機能強化と整備の推進 ————— 【視点3】
- (4) 民間団体やボランティアとの連携・協力の推進 ————— 【視点4】

4 計画の対象

計画の対象は、おおむね18歳以下のすべての子どもです。また、本計画では、家庭・地域・学校などの市民及び団体を対象とします。

5 計画の期間

計画の期間は、平成20年(2008年)度から平成24年(2012年)度までの5年間とします。ただし、計画期間中においても必要に応じて、記述内容の変更・修正ができるものとします。

第3章 子どもの読書活動推進のための方策

1 乳幼児期の読み聞かせ^{※4}の推進【視点1】

(1) 基本的な考え方

ア 乳幼児期からの家庭における読書活動の推進

子どもが本に興味を持ち、本が好きになるために決定的に重要なのが、乳幼児期からの絵本の読み聞かせです。すぐれた絵を仲立ちにして、耳から聴く言葉の世界の素晴らしさに導かれて、本の中に繰り広げられる世界に誘われ、やがて自分でその世界を探ってみようという意欲をかきたてていきます。また、乳幼児にとって、大人の柔らかなことばによる語りかけは、情緒を安定させ、感性を育てる上でなくてはならないものです。

このように、子どもが自主的に読書活動を行うことができるようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが重要であり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるような親の働き掛けが特に大切になってきます。たとえば、家庭において、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることなどです。

そこで、図書館における保護者を対象とした講座や妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座、子育て支援の一環として公民館等が行う親子が触れ合う機会を通じ、読み聞かせや読書の重要性について理解の促進を図ることが求められています。

イ 乳幼児健診等における読書活動の推進

乳幼児期に読書の楽しさと出会うためには、保健センター等で実施される乳幼児検診等の際に絵本の選び方や読み聞かせの方法についての保護者への啓発活動やブックスタート活動^{※5}を実施するなど、図書館と様々な機関との連携・協力を推進していくことが求められています。

ウ 保育所、幼稚園等における読書活動の推進

保育所や幼稚園において、子どもが読書の楽しさと出会うためには、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進するとともに、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及することが望まれます。また、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等との連携・協力を通して、読書環境の整備を図るよう促していくことも求められています。さらに、図書館等と連携し、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も必要です。他にも、幼稚園や保育所、子育て支援センター、子育てサークル等で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進することも大切です。

※4 読み聞かせ：本やテキストを見せながらストーリーを読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館司書や保育士、教師、ボランティア等が子どもの一人ひとりまたは小グループに対して行う。本の楽しさを体験させる効果的な手法。

※5 ブックスタート活動：理念は、赤ちゃんや赤ちゃんと赤ちゃんと周りの人たちが、肌のぬくもりを感じながらことばと心を通わす、そのかけがえのないひとときを「絵本」を介して持つことを応援する運動。具体的には、司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡したり、読み聞かせを行ったりする活動。

(2) 現状と課題

ア ブックスタート

乳幼児健診におけるブックスタート活動は、全国では609市区町村自治体、県内では4市町村自治体（2007年7月31日現在）が取り組んでおり、年々その広がりを増しているところです。本市においては、ブックスタートパック^{※6}を配布する実践は行われていませんが、ブックスタートの理念の実現に向けて、職員やボランティアによる絵本の読み聞かせや「絵本のある子育て^{※7}」の配布などによる「保護者への啓発活動」の取組事例がみられます。ブックスタート活動の機会や内容は十分とはいえない状況から、その充実と地域による取組の格差解消が課題です。

イ 保育所、幼稚園等

すべての所・園で、毎日のように絵本や紙芝居の読み聞かせが実践されています。また、多様な読書活動（ストーリーテリング^{※8}、パネルシアター^{※9}、エプロンシアター^{※10}、ペープサート^{※11}等）や所有する絵本の貸出、講演会等による職員の研修や保護者への啓発活動の取組事例も多く見られます。特色ある取組としては、所・園内研究としての取組やボランティアとの連携、中学生による手作り絵本の読み聞かせ等の事例があります。しかし、このような取組の所・園による温度差が大きいことから取組の少ない所・園への普及と一層の充実が課題です。また、子どもの本の所有冊数や購入予算も所・園による差が大きいことから、すべての子どもに魅力のある絵本と出会う機会を創出するための図書の整備・充実も大きな課題です。

ウ 子育て支援センター等^{※12}

子育て支援センター等における子育て支援事業では、教室開催時等にボランティアとの連携等による絵本の読み聞かせや所有する絵本の保護者への貸出等の取組が行われています。また、市内に28ある子育てサークル^{※13}の活動の中でも読み聞かせなどの読書活動が行われています。このような取組の一層の充実と取組の少ない地域及びサークルへの支援が課題です。

エ 公立図書館

市図書館においては、毎週行われている「紙芝居とお話の会」など乳幼児の読み聞かせの推進のための事業が行われています。また、「赤ちゃん絵本コーナー」の設置、「絵本のテーマ展示」など環境整備も行われています。各分館においては、2館において「お話し会」等の実践がありますがその機会や内容は十分ではありません。分館における事業の充実と環境整備が課題です。

オ 公民館

ボランティアによる読み聞かせや紙芝居、人形劇、お話し会、手づくり絵本教室の事例はありますが、ごく少数の館における実践に限られていることから、その普及・充実が課題です。

※6 ブックスタートパック：えほん、赤ちゃん向けえほんリスト、図書館利用のしおり、子育てに役立つ資料などの入ったパック。

※7 絵本のある子育て：乳幼児期の読み聞かせの意義や方法、発達段階に応じた望ましい絵本の紹介等が内容の小冊子。「こどもの本の童話館グループ」発行。

※8 ストーリーテリング：物語を覚えて子どもたちに対して語ること。「おはなし」「素ばなし」ともいう。文字を十分に読めない子どもでも物語を楽しむことができるので、読書への導入手段としても用いられる。

※9 パネルシアター：綿ネル地などの毛羽立ちのよい布地を貼ったパネルを舞台にし、Pペーパーという不織布に絵人形や背景などの絵を描いた作品をはったり、とったり、動かしながら、童話を話したり歌を歌ったりするもの。

※10 エプロンシアター：エプロンをした人がポケットからいろいろな登場人物を取り出し、エプロンを背景にお話をする人形劇のようなもの。

※11 ペープサート：「ペーパーパペットシアター」を詰めて名づけた造語。日本で生まれ育った「紙人形劇」で、二枚の画用紙に登場人物を描き、画の周りをウチワ型に切り抜き、二枚の紙の中心に竹串をはさみ張り合わせ、表裏表裏とクルクル返して演じる「ウチワ式平面人形劇」。

※12 子育て支援センター等：保育所や保健センター等を地域の子育て支援拠点にし、保育所に入所している子どもだけではなく、在宅で子育てをしている親とその子どもを支援する拠点。

※13 子育てサークル：子育てサークルとは、子育て中の保護者たちが地域子育て支援センターや公民館、児童館などに集まって、親子で自由に遊んだり、情報交換をしたり、子育てについての悩みなどを相談しあったりして、「子育てを楽しもう！」と活動しているグループ。

(3) 推進の方策

ア 乳幼児健診等における読み聞かせの推進

- ① 乳幼児健診時に、乳幼児用絵本を準備し、絵本との出会いの機会を創出するブックスタート活動の推進に努めます。
- ② 乳幼児健診時における読み聞かせボランティアや司書等による読み聞かせの充実に向けて、連携体制の整備に努めます。
- ③ 乳幼児健診時における「乳幼児期における読み聞かせの推進に係る資料」や「おすすめ絵本リスト」等の配布を通して、保護者への啓発活動に努めます。
- ④ 乳幼児健診時における「図書館利用の手引き」及び「図書館カード」の配布を検討していきます。
- ⑤ 乳幼児健診担当職員のブックスタート活動に係る理解と関心を高めるために、ブックスタート実践事例等の研修・啓発資料の配布・活用等を通しての研修・啓発の機会創出に努めます。
- ⑥ 市報等の広報誌を活用し、乳幼児期における読み聞かせの意義等の啓発活動を推進します。

イ 保育所、幼稚園等における読み聞かせの推進

- ① 絵本や紙芝居の読み聞かせの一層の充実、パネルシアターやエプロンシアター等の多様な読書活動の実施機会の拡大に努めます。
- ② 所有する絵本等の保護者への貸出を推進します。
- ③ 公立図書館からの団体貸出しサービスを積極的に活用し、新しい絵本と出会う機会の創出に努めます。
- ④ 「子ども読書の日」^{※14}、「子ども読書週間」^{※15}及び「読書週間」^{※16}における読み聞かせの推進に関する行事の開催に努めます。
- ⑤ 発達段階に応じた図書の計画的な整備に努めます。
- ⑥ 図書コーナーの環境改善・充実に努めます。
- ⑦ 職員を対象とした研修・啓発資料等の配布・活用等を通して、子どもの読書活動推進に係る研修・啓発機会の創出に努めます。
- ⑧ 読み聞かせボランティアや民間団体による読み聞かせ等の充実に向けて、連携体制の整備に努めます。
- ⑨ 保護者対象の研修会や講演会の充実、啓発資料の作成・配布を通して保護者への啓発活動を推進します。

※14 子ども読書の日：4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての理解と関心を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、平成13年12月に制定された「子どもの読書活動の推進に関する法律」第10条で定めている。

※15 こどもの読書週間：読書週間実行委員会（現在の読書推進運動協議会）が昭和32年に制定。その後、平成12年にユネスコが制定した「世界本の日」である4月23日から、5月5日の「こどもの日」を含んで12日までの3週間に期間を設定。

※16 読書週間：昭和22年日本出版協会、日本図書館協会、取次・書店の流通組織、その他報道・文化関連団体30余りが参加して「読書週間実行委員会」が結成され、11月17日から23日まで、第1回「読書週間」を実施。第2回からは10月27日から11月9日までの「文化の日」を挟んだ2週間となり現在に至る。昭和34年に読書週間実行委員会の任務を引き継いで「読書推進運動協議会」が発足した。

ウ 子育て支援センター等における読み聞かせの推進

- ① 教室開催時における絵本や紙芝居の読み聞かせやエプロンシアター、パネルシアター等の読書活動の一層の充実に努めます。
- ② 子育て支援センター等における絵本等の整備・充実に努め、事業での活用や保護者への貸出等による活用を推進します。
- ③ 担当職員の子どもの読書活動推進に係る理解と関心を高めるために、実践事例の紹介等の研修・啓発資料の配布・活用等を通しての研修・啓発の機会の創出に努めます。
- ④ 読み聞かせボランティアや民間団体による読み聞かせ等の普及・充実に向けて、連携体制の整備に努めます。
- ⑤ 教室開催時に読書活動の意義や方法についての学習機会の創出、啓発資料の作成・配布等を通して、保護者への普及啓発に努めます。
- ⑥ 育児サークルや育児関連のボランティア団体による子どもの読書活動推進のために、情報提供や活動支援に努めます。

エ 公民館、図書館、児童館等における読み聞かせの推進

- ① 読み聞かせボランティアや民間団体との連携による「お話し会」や「紙芝居上演会」等の開催に努めます。
- ② 分館における「お話し会」や「紙芝居上演会」等の開催を支援するため、市図書館司書等による出前事業を検討していきます。
- ③ 「子ども読書の日」、「子ども読書週間」及び「読書週間」における読み聞かせの推進に関する行事の開催に努めます。
- ④ 市図書館において、乳幼児期の読み聞かせに適した図書の収集及び「赤ちゃんコーナー」等の設置による環境整備の充実に努めます。特に、分館における環境整備を重点的に推進していきます。
- ⑤ 関係職員のスキルアップを図るための研修会や研修資料の配布・活用を通して、乳幼児期の読み聞かせ推進に係る研修・啓発の機会創出に努めます。
- ⑥ 保護者を対象とした乳幼児期の読み聞かせの推進に係る講座、講演会の開催を検討していきます。
- ⑦ 家庭教育支援拠点として、公民館では、乳幼児の保護者に対する読み聞かせに関する研修や交流機会の提供に努めます。

2 学校における読書活動の推進【視点2】

(1) 基本的な考え方

ア 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進

学校においては、国語などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っています。例えば、学習指導要領においては、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てること」や「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度を育てること」、児童生徒の調べ学習など

多様な学習活動を展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実すること」が示されています。

児童生徒が各発達段階において、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けることが大切であることから、「朝の読書」や「読み聞かせ」等の多様な読書活動や推薦図書コーナーの設置、児童生徒への目標設定等による学校や家庭における読書習慣の確立への取組の一層の推進が必要です。また、読書指導に関する研修機会の提供等による教職員の意識の高揚や指導力の向上及び学校図書館を活用した指導の充実並びに学校・家庭・地域が一体となった子どもの読書活動の推進を図るための啓発の推進も求められています。さらに、障害のある児童生徒が豊かな読書活動を体験できるような環境整備への配慮も不可欠です。

イ 学校図書館等の整備・充実

学校図書館^{※17}は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心を育む読書センター及び児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。したがって、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書の整備・充実と各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくための図書の整備・充実の推進が求められています。このことを踏まえ、文部科学省では、「新学校図書館図書整備5か年計画」^{※18}を策定しており、各地方公共団体においては、この計画に沿った学校図書館図書の計画的な整備を推進することが求められています。また、学校図書館施設については、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、各学級における読書活動も視野に入れた環境整備等も必要です。さらに、コンピュータを活用した調べ学習の支援や図書のデータベース化を図るなど、学校図書館の情報化の推進も期待されています。

ウ 人的環境の整備・充実

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。そのために、司書教諭の配置の促進、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮、すべての教職員が連携した学習活動・読書活動の推進のための校内研修や研究会の実施が求められています。また、多様な経験を有する地域のボランティアの協力を得ての児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に向けた様々な活動を推進していくことも求められています。具体的には、児童生徒に対する「読み聞かせ」や「ストーリーテリング」、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成等における協力です。さらに、地域に開かれた学校づくりを推進するため、地域のボランティア等の協力を得ながら、各地域において適切に学校図書館の開放が進むよう促していくことも期待されています。

※17 学校図書館：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条に規定する学校図書館をいう。

※18 新学校図書館図書整備5か年計画：子どもの読書活動の推進や学校教育における言語力の涵養に資するためには学校図書館の充実が必要であるとの認識に基づき、公立の義務教育諸学校に対し平成19年度から平成23年度までの5年間で総額約1,000億円（毎年約200億円）の図書整備費を地方交付税で措置しようというもの。「新5か年計画」は、図書標準を達成するための「増加冊数分」の図書費に加えて、廃棄図書を更新するための「更新冊数分」の図書費を新たに盛り込んでいる。

エ 公立図書館等との連携の推進

子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校図書館とが連携・協力を行うことが重要です。そこで、図書館の図書が学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行うなど取組を促していくことが求められています。また、県立図書館、国際子ども図書館^{※19}及び大学図書館との連携・協力の推進も求められています。

(2) 現状と課題

学校図書館の現状に関する調査結果^{※20}（平成18年5月現在）を活用し、全国平均と石巻市における平均値を比較すると以下の現状と課題が推察できます。

ア 読書活動の状況

- ① 本市における全校一斉の読書活動の実施状況は、小学校で93.0%、中学校で87.5%が実施しており、小中学校共に全国平均とほぼ同等の実施状況ですが、毎日実施している学校の割合は、小学校で全国平均より15.7ポイント低い状況です。
- ② 図書の読み聞かせやブックトークの実施状況は、小学校で58.1%、中学校で8.3%が実施しており、全国平均より小学校で16.0ポイント、中学校で13.0ポイント低い状況です。
- ③ 読書感想文コンクールの実施状況は、小学校で23.3%、中学校で25.0%が実施しており、全国平均より小学校で15.8ポイント、中学校で14.2ポイント低い状況です。
- ④ ボランティアの活用状況では、小学校では65.1%の活用、中学校では活用なしで、全国平均より小学校で4.5ポイント、中学校で16.32ポイント低い状況です。
- ⑤ 公立図書館との連携の実施状況は、小学校で39.5%、中学校で8.3%が実施しており、全国平均より小学校で23.1ポイント、中学校で29.3ポイント低い状況です。

上記の現状から、全国平均を目指した読書活動の充実が課題です。特に、読み聞かせやブックトークなどの多様な読書活動の推進やボランティアの活用、公立図書館との連携等が課題です。

イ 学校図書館の図書等の整備状況

- ① 1校あたりの蔵書冊数は、小学校では4,162冊、中学校では4,227冊であり、全国平均より小学校で3,150冊、中学校で4,813冊少なくなっています。
- ② 学校図書館図書標準の達成校数の割合では、小学校で18.6%、中学校で8.3%であり、全国平均より小学校で21.5ポイント、中学校で26.6ポイント低い状況です。
- ③ 蔵書のデータベース化の状況は、小学校で20.9%、中学校で8.3%であり、全国平均より小学校で16.7ポイント、中学校で30.2ポイント低い状況です。

上記の現状から、学校図書館標準を目指した計画的な図書の整備や蔵書のデータベース化等が課題です。

ウ 学校図書館1校当たりの図書購入費

小学校の全国平均が407千円に対し、本市が233千円、中学校の全国平均が590千円に対し本市が270千円となっています。「新学校図書館図書整備5か年計画」を基本とした学校図書館図書の整備を目指すことが課題です。

※19 国際子ども図書館：国立国会図書館の支部図書館として設置。納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存とともに、公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出しはもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等も実施。

※20 学校図書館の現状に関する調査結果：文部科学省で毎年実施。学校図書館に関する行政上の参考とするため、各都道府県教育委員会等を通じて行っている学校図書館の現状に関する調査結果

(3) 推進の方策

ア 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進

- ① 全校一斉の読書活動の一層の充実に努めます。
- ② 発達段階に応じた多様な読書活動（読み聞かせ、ストーリーテリング、ブックトーク^{※21}、読書へのアニメーション^{※22}、朝の連続小説^{※23}、読書感想文等）の充実に努めます。
- ③ 「子ども読書の日」、「子ども読書週間」及び「読書週間」における子どもの読書活動推進に関する行事の開催に努めます。
- ④ 石巻市教育研究会学校図書館研究会と連携した読書活動の一層の推進に努めます。

イ 学校図書館の整備・充実

- ① 新学校図書館図書整備5か年計画を基本としながら、当面の課題である市内すべての小中学校での学校図書館図書標準の50%達成を目指すと共に、将来的な目標である学校図書館図書標準達成のため、計画的な図書整備に努めます。
- ② 学校図書館の情報化の在り方を検討していきます。
- ③ 学校図書館における配架や学級文庫等の工夫による環境整備に努めます。
- ④ 障害のある児童生徒に対する読書環境を整備するための図書の整備、図書館との連携を推進していきます。

ウ 人的環境の整備・充実

- ① 学校関係者を対象とした子どもの読書活動の推進のための研修・啓発資料（読書活動や読書指導の理論や優れた実践例紹介等）の作成・活用等を通して、研修・啓発機会の創出に努めます。
- ② 魅力ある良書を選定するための指導や情報提供（全国学校図書館協議会等の情報の活用）に努めます。
- ③ 読み聞かせ等を行う地域のボランティアの発掘と活用の推進に努めます。
- ④ PTA・子ども会育成会等を活用した啓発活動を通して、保護者に対しての子どもの読書活動推進の気運の醸成を図ります。

エ 公立図書館等との連携の推進

- ① 市図書館の団体貸出や県図書館の子どもの本移動展示会、国際子ども図書館の積極的活用により子どもの良書に出会う機会の拡大に努めます。
- ② 市図書館と学校図書館との懇談会や市図書館職員の学校訪問、児童生徒の市図書館訪問など連携の一層の充実に努めます。
- ③ 入学時等に市図書館の「図書館利用の手引き」や「図書館カード」の配布等を検討していきます。

※21 ブックトーク：グループを対象として数冊の本を紹介すること。特定のテーマに添って、本の簡単な内容や著者の略歴などを紹介する。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を引き起こす読書への動機づけとして効果がある。

※22 読書へのアニメーション：スペインのモンセラット・サルト氏らが開発。読書活動をもっと楽しくして、子どもの読む力考える力を引き出すための7種類の作戦を紹介。その作戦を用いて子どもの能力を引き出す人をアニマドールと呼ぶ。読書活動を楽しみながら読書能力、思考力、表現力、コミュニケーション能力という総合的な知力を伸ばしていける手法。

※23 朝の連続小説：毎朝授業の前に担任教諭が読み聞かせを行うもの。毎朝、続き物の話を5分程度読むということからテレビ番組にちなんで「朝の連続小説」と名付けた。子供たちが読書好きになるための基礎固めと位置づけられていて、実践する教諭が増えている。

- ③ 家庭教育学級において、保護者の子どもの読書活動推進のための講座や研修会・講演会等の開催に努めます。
- ④ 児童館において、読み聞かせ会やお話し会等の開催に努めます。
- ⑤ 放課後児童クラブにおいて、子ども読書活動推進に関する取組を検討していきます。

3 公立図書館の機能強化と整備の推進【視点3】

(1) 基本的な考え方

ア 図書館における子どもの読書活動の推進

図書館^{※24}は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所です。また、図書館は、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対する必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供、活動の機会の提供も期待されています。

公立図書館^{※25}においては、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（平成13年文部科学省告示第132号）」に基づき、①子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること、②地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス^{※26}等に努めること、③子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者のボランティアとしての参加を一層促進すること、④希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条件の整備に努めること、が示されています。このような公立図書館の行う子どもの読書活動の取組の充実に図るためには、図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進に努める必要があります。

イ 図書館における読書環境の整備

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要です。図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されており、以下のような取組の推進が求められています。

※24 図書館：図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう

※25 公立図書館：図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう

※26 レファレンス・サービス：参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料及び情報を求めた場合に図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

① 図書の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書を整備していくことが必要であり、各地方公共団体においては、地方交付税により措置されている「公立図書館の図書等資料の整備」に基づいた計画的な整備が図られるよう努める。

② 設備等の整備・充実

地域の実情に応じて、分館の整備、図書館の情報化^{※27}、公民館図書室や各種施設の児童室や児童コーナー等の整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の整備に努める。また、子どもの読書環境を整備する上で、図書館間をはじめ学校図書館その他関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことが重要であり、その積極的な推進に努める。

③ 司書の研修等の充実

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たしており、その養成と適切な配置を促していく。また、公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれていることから、専門的知識・技術の習得のための研修の充実に努める。

④ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要であり、施設整備面での配慮及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努めるとともに、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等を推進するよう促すこと、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて条件の整備・充実に努める。

ウ 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進

子どもの読書活動を一層推進していくためには、公立図書館を中心に学校図書館をはじめ子どもの読書活動の推進に係る関係機関との連携・協力を行うことが重要であり、以下のような取組の推進が求められています。

- ① 図書館の図書の学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行う。
- ② 図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンス・サービスを実施する。
- ③ 公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する。
- ④ 保健所・保健センターで実施される健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する。
- ⑤ 司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等と連携・協力してのブックスタート活動を推進する。
- ⑥ 県図書館、大学図書館、国際子ども図書館との連携・協力の推進を促す。

※27 図書館の情報化：インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進すること。

(2) 現状と課題

ア 図書館職員

合併にともない市内公共図書館は市図書館と6つの分館に整理されています。市図書館には、12名の専任職員（内4名の司書）が配置され、分館においては、選任職員の配置はなく、兼任職員、臨時職員により運営がなされています。分館職員の子どもの読書指導に関する知識・技術の向上が課題です。

イ 蔵書冊数

人口一人当たりの蔵書冊数は、1.6冊で、県内市立図書館の平均（以下「県平均」という。）1.8冊とほぼ同様の水準にあります。児童図書 of 比率については、36.6%で県平均の33.9%を若干上回っています。年間受入数における児童図書の比率は、42.4%で、県平均34.1%を大きく上回っています。本計画を推進するため、児童図書の一層の充実が課題です。

ウ 資料購入費

人口一人当たりの資料購入費は、64.7円で、県平均138.7円を大きく下回っています。県平均を目指すことが課題です。

エ 貸出冊数・登録者数

人口一人当たりの貸出冊数は、2.1冊で、県平均3.5冊と比較して少ない状況にあります。県平均を目指した貸出冊数の拡大が課題です。登録者における児童の比率は4.8%で、県平均13.2%と比較し大きく落ち込んでいます。しかし、個人貸出冊数における児童比率は、33.2%で、県平均29.6%を上回っており、登録者一人当たりの利用率は高いといえます。児童の登録者の拡大が課題です。

オ 子どもの読書活動推進に係る事業・取組

市図書館においては、紙芝居とお話の会や子どもの本を読む会、絵本とお話の会勉強会、手作り絵本講習会・展示会、ぼくのわたしの好きな本紹介文募集・掲示、学校図書館との懇談会、絵本のテーマ展示、赤ちゃんコーナーの設置、ブックリストの配布等の取組がなされています。一層の機会の拡大、内容の充実が課題です。分館においては、読み聞かせ会や団体貸出、絵本の展示会等を行っている館もありますが、実施していない館もあるなど、その取組状況に地域差があります。分館における事業・取組の充実が大きな課題です。

カ 分館における児童登録者数・児童への貸出数・蔵書冊数・資料費等

貸出数については、市図書館と比較して極めて少なく、また、分館による差が大きい状況です。蔵書冊数については、1館が2万冊、2館が1万冊を越えていますが、他は、1万冊を割っています。資料費については、市図書館の10分の1程度です。図書館システムによる整理が行われていない分館もあります。子どもにとっては、身近な図書館が読書活動推進の拠点となることから児童図書の整備・充実、登録者拡大等による利用拡大が課題です。また、すべての市民が同様の図書館サービスを楽しむよう統一した図書館システムの整備も課題です。

キ 市図書館における子どもの利用状況の推移

利用人数については、平成14年度の14,225人に対し、平成18年度は7,938人と減少しています。移動図書館車の廃止による6歳から11歳までの利用人数の減少が主な要因です。しかし、移動図書館車の機能を補う「学校への団体貸出」の拡大により、児童書の貸出冊数は、平成14年度の106,578冊に対し、平成18年度は113,609冊と増加しています。「学校等への団体貸出」の一層の充実が課題です。

ク ボランティアとの連携

市図書館では、「石巻絵本とおはなしの会」との連携によるボランティアの研修会が行われています。分館においては、「お月とお星の会」、「よみきかせボランティア『ひだまりの会』」、「朗読ボランティアグループ『まいまい』」等民間団体との連携の事例があります。ボランティアとの連携が行われていない館における取組の推進及び一層の連携の拡大が課題です。

(3) 推進の方策

ア 図書館における子どもの読書活動の推進

- ① 子どもの読書活動推進に係る事業・取組（紙芝居とお話の会や子どもの本を読む会、手づくり絵本講習会・展示会、ブックリストの配布等）の一層の充実に努めます。
- ② 分館における子どもの読書活動推進に係る事業・取組の充実に図るために、市図書館等による職員研修や出前事業、ボランティア養成の取組に努めます。
- ③ 「子ども読書の日」、「子ども読書週間」及び「読書週間」に子どもの読書活動推進に関する行事の開催に努めます。
- ④ 人口一人当たりの貸出冊数については、県平均を目標としてサービスの充実・改善を一層推進していきます。特に、児童資料の貸出冊数を増やすために、啓発活動等の取組に努めます。
- ⑤ ボランティア養成のための研修機会の創出と民間団体やボランティアの活動の機会提供に努めます。
- ⑥ 民間団体やボランティア、分館職員を対象に読み聞かせやストーリーテリング等の講座や研修会の開催に努めます。
- ⑦ 図書館だよりやホームページ、市報等の広報誌を活用し、行事案内や図書の紹介等の情報提供の充実に努めます。

イ 図書館における読書環境の整備

- ① 図書購入費については、「公立図書館の図書等資料の整備」を基本としながら、県平均を目標として、充実に努めます。
- ② 図書の整備については、児童図書を重点とした整備の充実に努めます。特に、分館における児童図書の整備、団体貸出用の児童図書の整備・充実に推進します。
- ③ 児童図書の蔵書冊数の分館格差をなくすための計画的な整備に努めます。
- ④ 赤ちゃんコーナー、児童コーナー、ヤングアダルトコーナー等子どもが読書を行うために必要なスペース確保の一層の充実に努めます。特に、分館における環境整備の充実に努めます。
- ⑤ 分館における子どもの読書環境の整備推進のために、市図書館所蔵の児童資料の提供による支援に努めます。
- ⑥ 子どもや保護者に対する子どもの読書活動推進のためのレファレンス・サービスの充実・改善に努めます。
- ⑦ 障害のある子どもや外国人の子どもに対するサービスの充実に図るための図書の整備、レファレンス・サービスの充実に努めます。
- ⑧ 市民がすべての図書館で同一のサービスを楽しむよう市図書館の図書管理システムと分館の図書管理システムとの統合を目指した整備を検討していきます。

ウ 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進

- ① 保育所や幼稚園、学校等への団体貸出の推進を図るため、登録団体の拡大及び図書の整備、啓発活動の推進等による連携・協力の充実に努めます。
- ② 学校図書館、公民館、児童館、子育て支援センター、保育所、幼稚園等に対して子どもの読書活動推進に係る情報や資料の提供等の連携・協力の充実に努めます。
- ③ 子どもの登録者数の拡大を図るために、乳幼児健診や入学時における「図書館利用の手引き」や「図書館カード」の配布等の連携・協力を検討していきます。
- ④ 学校図書館との懇談会の他に図書館職員の学校訪問、児童生徒の図書館訪問による読み聞かせなどの連携・協力を一層推進していきます。

4 民間団体やボランティアとの連携・協力の推進【視点4】

(1) 基本的な考え方

ア 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進

民間団体やボランティアは、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与しています。例えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問しての読み聞かせ、フォーラムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、約5,000の自発的に組織するグループにより、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われています。

イ 民間団体やボランティアへの支援

民間団体やボランティアの活動をより充実させるためには、民間団体やボランティアの情報を広く市民や関係機関に提供するとともに、民間団体やボランティアのネットワークを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図ることが求められています。また、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため、市内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなどの奨励方策を講じることや「子どもゆめ基金」等の助成の活用を促すことにより民間団体の活動を支援していく取組も求められています。

(2) 現状と課題

ア 家庭・地域文庫

市内では、「たんぽぽ文庫」、「ぐるんぱ文庫」、「トトロのどんぐり」等の家庭・地域文庫が子どもたちに文庫を開放するなどの活動をしています。

イ 民間団体やボランティア

市内では、「石巻絵本とおはなしの会」「ぐるんぱ文庫友の会」「ひだまりの会」等、子どもの読書活動を推進する民間団体やボランティアが活動しています。子ども対象の活動内容としては、小学校や保育所・幼稚園、図書館、子育て支援センター等での子どもたちへの絵本の読み聞かせ、童話、わらべ歌、手遊びの「お話し会」、人形劇、紙芝居、パネルシアター等の出前講座、大人対象の活動内容としては、ストーリーテリング講習会等の講座の開催等の活動を行っています。このような活動について広く利用団体に知られていないことから情報提供の充実による活動機会の一層の拡大が課題です。

ウ ボランティアの研修

市図書館では、絵本とおはなしの会勉強会を毎月実施するなど、ボランティア養成に関する研修の機会を提供していますが、他の研修機会は、ほとんどありません。読み聞かせボランティア等の養成やボランティア活動に必要な知識・技術を習得するための学習の機会の拡大が課題です。

エ ボランティアの活用

幼稚園や公民館、図書館など保育所や子育て支援事業、乳幼児健診事業等では、多くのボランティアや民間団体が子どもの読書活動の推進を支援する活動を行っています。しかし、その活動は、限定的であり、広く全市にいきわたる活動の拡大が課題です。そのためには、ボランティアの養成と活動を支援するネットワークづくりが大きな課題です。

学校におけるボランティアを活用している学校の割合は、学校図書館の現状に関する調査結果によると、小学校では65.1%の活用、中学校では活用なしで、全国平均より小学校で4.5ポイント、中学校で16.32ポイント低い状況です。特に中学校における活用の拡大が課題です。

(3) 推進の方策

ア 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進

- ① 子どもの読書活動を推進する民間団体やボランティアによる小学校や保育所・幼稚園、図書館、子育て支援センター等での子どもたちへ絵本の読み聞かせ、童話、わらべ歌、手遊びの「お話し会」、人形劇、紙芝居、パネルシアター等の出前講座の一層の充実に努めます。
- ② 家庭・地域文庫の利用拡大を支援し、子どもの本との出会いの場づくりに努めます。
- ③ 読み聞かせボランティアの養成やボランティア活動に必要な知識・技術の習得を目的とした研修会や講座、交流会等による学習機会の創出に努めます。
- ④ 学校におけるボランティアによる活動の一層の充実に努めます。特に、中学校におけるボランティア活用の拡大を図るためのはたらきかけに努めます。

イ 民間団体やボランティアへの支援

- ① 民間団体やボランティアのネットワークづくりを推進し、学校、幼稚園、保育所、乳幼児健診等における読み聞かせボランティアの派遣や図書館や公民館等における読み聞かせボランティア研修会等への派遣を推進する仕組みづくりに努めます。
- ② 家庭・地域文庫、民間団体へ「子どもゆめ基金」等の助成の活用を促し、活動の充実と活性化を支援します。
- ③ 家庭・地域文庫、民間団体の活動を支援するため、パンフレット等による情報提供を通して市図書館資料の団体貸出の利用促進に努めます。
- ④ 民間団体やボランティアの活動を支援するために、子どもの読書活動に関する各種情報や活動の場の提供に努めます。
- ⑤ 民間団体やボランティアの活動を支援するために、公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方策を推進します。
- ⑥ 家庭・地域文庫、民間団体の利用拡大のために、子どもたちや市民、関係機関に広く情報提供を行うため、広報誌やホームページ等を活用した広報活動に努めます。
- ⑦ 家庭・地域文庫、民間団体の新たな組織・活動を立ち上げるための研修会等の支援を検討していきます。

第4章 計画の推進と進行管理のための方策

1 「石巻市子ども読書活動推進委員会」の開催

本計画の推進に当たっては、「石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱」（訓令第39号）に基づき、「石巻市子ども読書活動推進委員会」を定期的に開催し、推進する担当課の推進状況の把握と課題解決に向けて、相互の密接な連携を図るとともに、他の関係機関、民間団体等との連携を更に深め、方策の効果的な推進を図っていきます。また、石巻管内の市町相互間における各種情報の交換などの連携・協力体制の整備が推進されるよう促していきます。

2 「関係施設における実態調査」の実施

本計画の推進の方策に取り組む関係機関（学校、幼稚園、保育所、乳幼児健診、子育て支援事業、図書館並び分館、公民館など）へのアンケート調査を年度ごとに実施し、取り組み状況の推移を把握し、次年度の方策の推進に反映させていきます。

3 「学校における児童生徒の実態調査」の実施

宮城県が実施する実態調査に準拠した実態調査を5月に実施し、全国・県のデータと比較しながら計画の成果の検証を行っていきます。

4 「(仮称)子ども読書活動ホームページ」の開設

インターネットを通じて、「石巻市子ども読書活動推進計画」に関する情報提供を広く市民に行うことで、子どもの読書活動の推進に関する理解の促進を図り、その推進気運の醸成を図っていきます。また、電子メールにより市民の意見や要望を把握し、方策の充実に反映させていきます。

【計画の目標】

石巻市に生まれ、育つすべての子ども（おおむね18歳以下のもの）が発達段階に応じてあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境の整備を進めていきます。

【推進の方策】

乳幼児期の読み聞かせの推進【視点1】

- ・ 乳幼児健診等における読み聞かせの推進
- ・ 保育所、幼稚園等における読み聞かせの推進
- ・ 子育て支援センター等における読み聞かせの推進
- ・ 公民館、図書館等における読み聞かせの推進

学校における読書活動の推進【視点2】

- ・ 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進
- ・ 学校図書館等の整備・充実
- ・ 人的環境の整備・充実
- ・ 公立図書館等との連携の推進

公立図書館の機能強化と整備の推進【視点3】

- ・ 図書館における子どもの読書活動の推進
- ・ 図書館における読書環境の整備
- ・ 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進

民間団体やボランティアとの連携・協力の推進【視点4】

- ・ 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進
- ・ 民間団体やボランティアへの支援

【基本の方針】

子どもが読書に親しむ
機会の提供と充実

子どもを取り巻く読書
環境の整備・充実

家庭、地域、学校等を通じた社会全体での取組の推進

子どもの読書活動に関する啓発と推進気運の醸成

連携

【保育課】
保育所 子育て支援

【図書館】
読書環境 中核施設

【学校教育課】
幼稚園 学校

協力

【健康推進課】
乳幼児健診

【公民館】
講座 家庭教育学級

【生涯学習課】
ボランティアとの連携

【学校管理課】
幼稚園 学校

【基本的な考え方】

以下の国・県の示す計画を根拠とした基本的な考え方

- ・ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画
- ・ みやぎ子ども読書活動推進計画

比較検討

【現状と課題】

以下の調査結果を根拠とした現状と課題

- ・ 市内関係施設へのアンケート調査
- ・ 学校図書館の現状に関する調査
- ・ 宮城県内読書施設の現状調査

【資料－２】 子どもの発達段階と発達的特徴、読書興味の発達段階

年齢	発達段階		発達的特徴	読書興味の発達段階
0-4	(前読書期)		話し言葉で通信をしている段階。 文字の存在を意識し、絵本に興味を示す。	まわりの大人からのことばかけやスキンシップ、本の読み聞かせなどにより、本の楽しさや心地良さを感じながら、ことばや物を覚え、コミュニケーションのためのことばや、将来にわたる基本的信頼感を習得します。
				「子守り話」や「おとぎ話」など、知性の芽生えを育てるものや、美しい心情をはぐくむものの読み聞かせが適している。また、「生活絵本」、「観察絵本」、「鑑賞絵本」など絵本に親しみ始める時期でもある。
4-6	読書入門期	読書レディネス期	読み聞かせをせがむ時期。「この字はなんという字？」などと親に尋ね、字を覚えていく。	この時期に興味をもつのが「昔話」である。「昔話」とは、①“むかしむかしあるところに”で始まり、時と所を超越した現実から遊離した世界であること、②素材は子どもの身の生活環境からとられていること、③魔法や奇跡が起こること、④物語としての一貫性があり、白と黒とが明白に分かれること、などを特徴としている。
		読書開始期	かな文字が読めるようになる。 1字ずつの拾い読みのため、時間がかかる。今まで読んでもらっていた本を自分で読もうとする。	
6-9	初歩読書期	独立読書開始期	意味が簡単で、未知の語があまり出てこない文章を、ひとりで読み始める。 速度は遅いが、読むことは楽しいことを実感する。	この時期には、「昔話」の形式を短くして、そこに単純なモラルを加えた「寓話」に興味を持つ。また、同時に、偉人の幼年時代のエピソードである「逸話」にも興味を示すようになる。
		読書習慣形成期	本を読む習慣が付き始める。 語彙の量が増え、新しい言葉が出てきても、推測しながら文意をつかむことができるようになる。	
9-13	多読期	基礎読書力形成期	初歩の読書技術が身につく時期。本を終わりにまで読み通すことができるようになる。 また自分の考えと比較しながら読むといった、創造的な読み方ができるようになる。	この時期になると、読書興味も多方面に分化する。主には、「少年少女物語」が大きな幅を占めるが、このほかに、「推理物語」、「冒険物語」、「偉人物語」、「発明・発見物語」などを好んで読む。
		無差別多読期	読書技術が発達して多読になり、目的に応じた読書が出来るようになる時期。 自発的になんでも読むようになるが、本の選択はまだ不十分である。 理解と記憶がよくなり、読みの速度も大幅にアップする。	
		選択的多読期	語彙の量が飛躍的に増加。 内容を評価したり、鑑賞することができる。 この段階で発達をとまる者、以後かたよった面だけが発達する者が出てくるおそれがある。	
13-18	成熟読書期	共感的読書期	読書による共感を求めて、それに適合する読書材を選択する。 多読の傾向は減少し、共感したり、感動する本に出会うと、何度も読む。	この時期になると、恋愛小説などの「大衆文学」や「純文学」などに興味をいだく。
		個性的読書期	読書の目的、資料の種類に応じて、適切な読書技術によって読むことができる成熟した読書人としての水準に達する時期。 学術論文なども読むことができるようになる。	

(出典: 徳田克己執筆読書教育研究会編著「読書教育通論」学芸図書株式会社、黒古一夫・山本順一編著「読書と豊かな人間性」学文社より)

【資料－3】実施体系図

推進の方策	推進担当課	健康 推進	保育	学校 教育	学校 管理	図書館	公民館	生涯 学習
1 乳幼児期の読み聞かせの推進								
ア 乳幼児健診等における読み聞かせの推進								
1 乳幼児健診時におけるブックスタート活動の推進		○				○		○
2 乳幼児健診時における読書ボランティアや司書による読み聞かせの充実		○				○		○
3 乳幼児健診時に保護者への啓発資料(絵本のある子育て等)配布、啓発活動推進		○				○		
4 乳幼児健診時に「図書館利用の手引き」、「図書館カード」の配布の検討		○				○		○
5 担当職員を対象とした研修・啓発資料の作成・活用による研修・啓発機会の創出		○				○		
6 市報等の広報誌を活用し、乳幼児期における読み聞かせの意義等の啓発や情報提供		○				○		
イ 保育所、幼稚園等における読み聞かせの推進								
1 読み聞かせの充実、パネルシアター等の実践機会拡大			○	○				
2 所有する絵本等の保護者への貸出推進			○	○				
3 市図書館団体貸出の積極的活用による絵本との出会い創出			○	○		○		
4 「子ども読書週間」等における諸行事の実施			○	○				
5 発達段階に応じた図書資料の計画的な整備			○		○			
6 図書コーナーの環境改善・充実の推進			○	○	○			
7 職員を対象とした研修・啓発資料の作成・活用による研修・啓発機会の拡大			○	○		○		○
8 読み聞かせボランティア・民間団体による読み聞かせ等の充実			○	○				○
9 保護者への啓発資料配布、研修会や講演会による啓発活動推進			○	○		○		○
ウ 子育て支援センター等における読み聞かせの推進								
1 教室開催時における絵本や紙芝居の読み聞かせ等の読書活動の一層の充実			○					
2 子育て支援センター等における絵本等の整備・充実、保護者への貸出推進			○					
3 関係職員を対象とした研修・啓発資料の作成・活用による研修・啓発機会の拡大			○			○		○
4 読み聞かせボランティアや民間団体による読み聞かせ等の普及・充実			○			○		○
5 教室開催時における保護者への学習機会の創出、啓発資料による啓発活動推進			○			○		○
6 育児サークル等への子どもの読書活動に関する情報提供と活動支援			○			○		○
エ 公民館、図書館、児童館等における読み聞かせの推進								
1 読み聞かせボランティアや民間団体と連携したおはなし会や紙芝居上演会等の開催			○			○	○	
2 分館における司書による「おはなし会や紙芝居上演会等」出前事業の検討						○		
3 「子ども読書週間」等における関連行事の開催						○	○	
4 図書館、分館における乳幼児資料の充実と赤ちゃんコーナー等の設置推進						○		
5 関係職員を対象とした研修・啓発資料の作成・活用による研修・啓発機会の創出						○	○	○
6 保護者対象の講座や講演会による啓発活動推進						○	○	
7 公民館の家庭教育学級事業による保護者対象の研修会等による啓発活動推進							○	
2 学校における読書活動の推進								
ア 発達段階に応じた子どもの読書活動の推進								
1 全校一斉の読書活動の一層の充実				○				
2 発達段階に応じた多様な読書活動・読書指導の推進				○				
3 「子ども読書週間」等における関連行事の開催				○				
4 市教研学校図書館研究会と連携した読書活動の推進				○				
イ 学校図書館の整備・充実								
1 新学校図書館図書整備5か年計画に基づいた計画的な図書資料整備の推進					○			
2 学校図書館の情報化のあり方の検討				○	○	○		
3 学校図書館の配架や学級文庫等の工夫による環境整備				○	○			
4 障害のある児童生徒への読書環境の整備と図書館との連携推進				○	○	○		
ウ 人的環境の整備・充実								
1 学校関係者を対象とした研修・啓発資料の作成・活用による研修・啓発機会の創出				○		○		○
2 学校において魅力ある良書を選定するための指導や情報提供の推進				○		○		
3 学校において読み聞かせ等を行う地域のボランティアの発掘、活用推進				○				○
4 PTA・子ども会育成会等を活用した啓発活動による読書活動推進機運の醸成				○				○

推進の方策	推進担当課	健康 推進	保育	学校 教育	学校 管理	図書館	公民館	生涯 学習
2 学校における読書活動の推進								
エ 公立図書館等との連携の推進								
1	市図書館の団体貸出、県図書館子どもの本移動展示会等の活用推進			○		○		
2	図書館と学校図書館との連携の充実(懇談会、司書・児童生徒訪問など)			○		○		
3	入学時等における「図書館利用の手引き」、「図書館カード」の配布の検討			○		○		
4	家庭教育学級における講座や研修会・講演会等の開催		○	○				
5	児童館における子ども読書活動推進に関する取組野推進		○					
6	放課後児童クラブにおける子ども読書活動推進に関する取組の推進		○					
3 公立図書館の機能強化と整備の推進								
ア 図書館における子どもの読書活動の推進								
1	市図書館における子どもの読書活動推進に係る事業・取組の充実					○		
2	分館における子どもの読書活動推進に係る事業・取組の充実					○		
3	「子ども読書週間」等における関連行事の開催					○		
4	児童資料の貸し出し冊数増加に向けた取組推進	○	○	○		○		
5	ボランティア養成の研修機会の提供とボランティア活動の機会提供					○		○
6	ボランティア、関係職員対象の講座・研修会の開催推進					○		○
7	ホームページや図書館だより等による情報提供の充実					○		
イ 図書館における読書環境の整備								
1	「公立図書館の図書資料整備」を基本とした図書購入費の充実(県平均を目標)					○		
2	児童資料の整備の推進(特に分館における整備の推進)					○		
3	蔵書冊数の分館格差の是正					○		
4	図書館における赤ちゃんコーナー、児童コーナーなどの確保(特に分館)					○		
5	分館への市立図書館資料の提供等の支援の検討					○		
6	子どもの読書活動推進のためのレファレンスサービスの充実					○		
7	障害のある子ども、外国の子どもに対するサービスの充実					○		
8	市図書館・分館の図書館システムの一元化の検討(書誌データの共有化等)					○		
ウ 図書館を中心とした様々な機関との連携・協力の推進								
1	保育園や幼稚園、学校、健康管理課への団体貸出の推進	○	○	○		○		
2	学校図書館、公民館、保育所・幼稚園等関係施設への情報提供					○		○
3	乳幼児・児童・生徒の登録者数の拡大のための取組の推進	○	○	○		○		
4	学校図書館との人的交流・連携の一層の推進			○		○		
4 民間団体やボランティアとの連携・協力の推進								
ア 民間団体やボランティアによる子どもの読書活動の推進								
1	ボランティア団体による関係機関における出前講座の一層の充実	○	○	○		○		○
2	家庭・地域文庫の利用拡大の支援にとり子どもと本との出会いの場づくり					○		○
3	研修会・講座・交流会等による読み聞かせボランティア養成とスキルアップ支援					○	○	○
4	学校におけるボランティアの養成と活用の一層の推進			○				○
イ 民間団体やボランティアへの支援								
1	民間団体やボランティアのネットワークづくりの推進をによる活動の拡大	○	○	○		○		○
2	家庭・地域文庫、民間団体への活動支援(「子どもゆめ基金」等の活用支援)							○
3	家庭・地域文庫の活動を活性化するための図書館資料の団体貸出の充実					○		
4	民間団体やボランティアへの情報提供による活動支援					○		○
5	民間団体やボランティアへの公共施設の利用便宜等による活動支援					○	○	○
6	家庭・地域文庫、民間団体の情報の市民への提供による利用拡大支援					○		○
7	家庭・地域文庫、民間団体の新たな組織・活動の立ち上げへの支援の検討							○

【資料－４】 市内幼稚園・保育所における読書環境調査結果(市内47施設における調査結果)

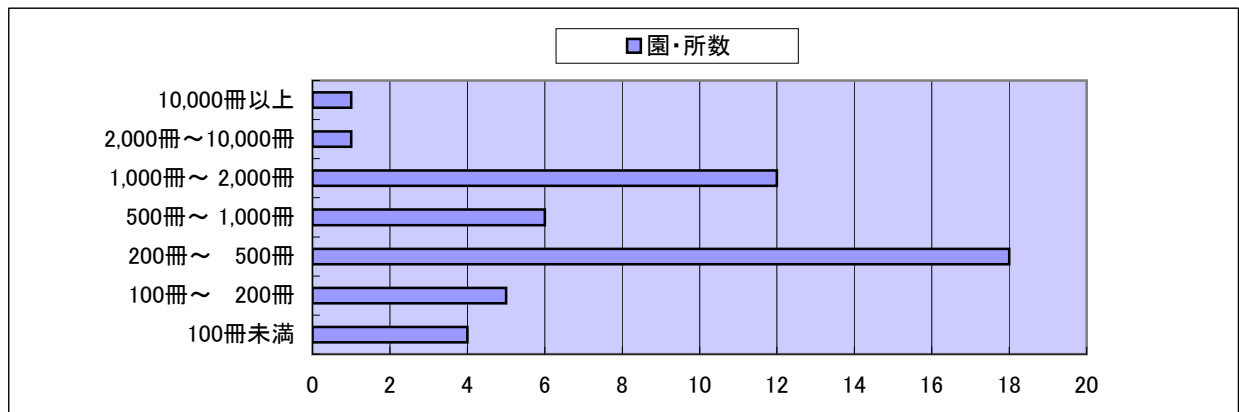


図1 園・保育所の所蔵冊数

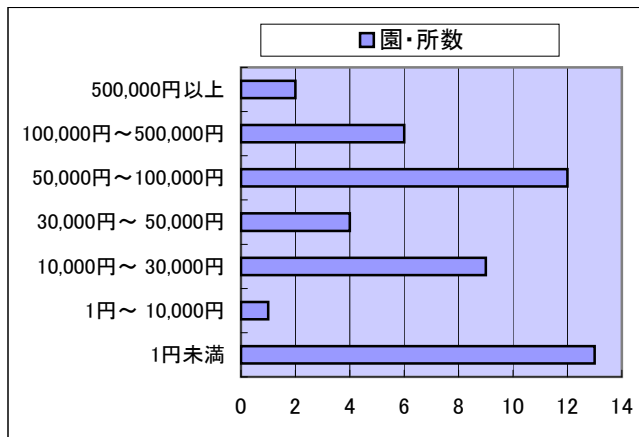


図2 平成19年度図書購入予算

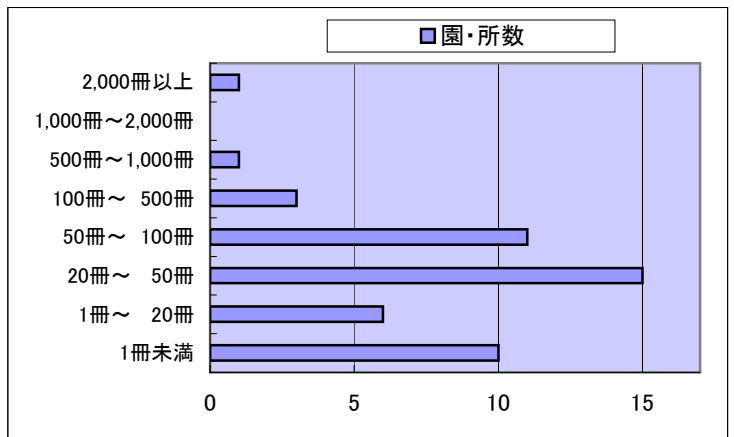


図3 平成19年度図書購入冊数

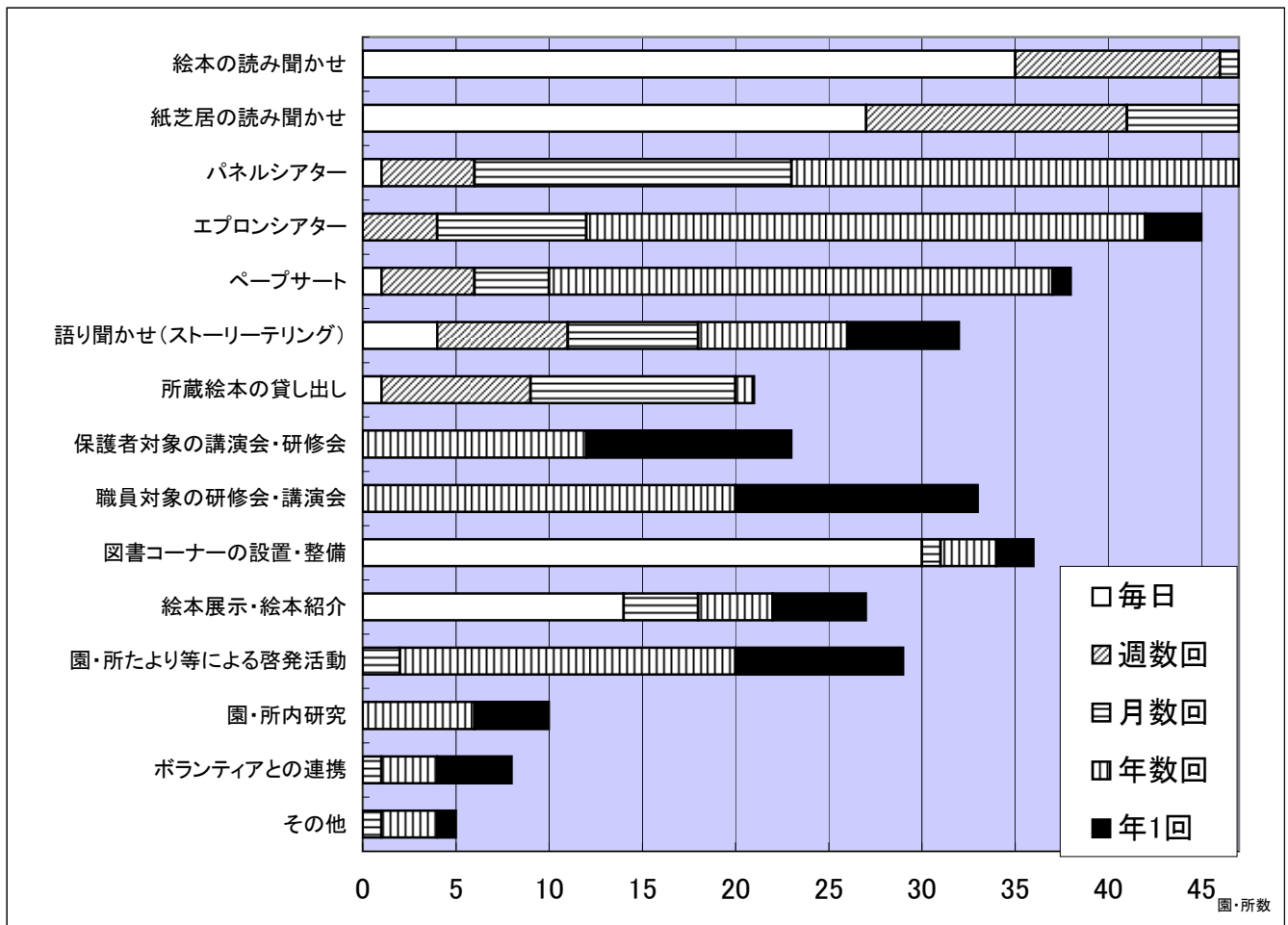
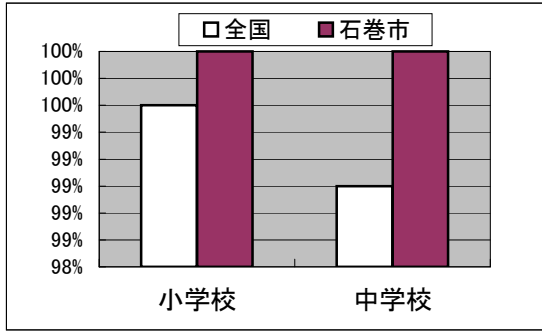


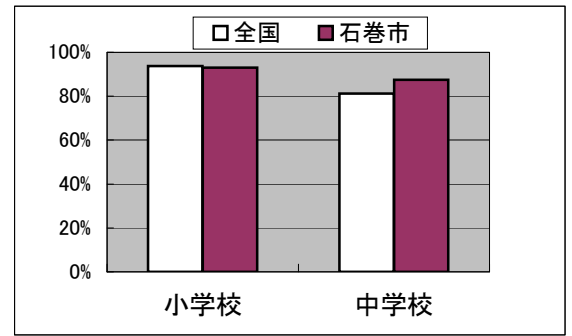
図4 園・所が実施している子どもの読書活動に関する活動の実施状況

【資料－５】 学校における読書環境の現状～学校図書館の現状に関する調査結果(平成18年5月現在)より～

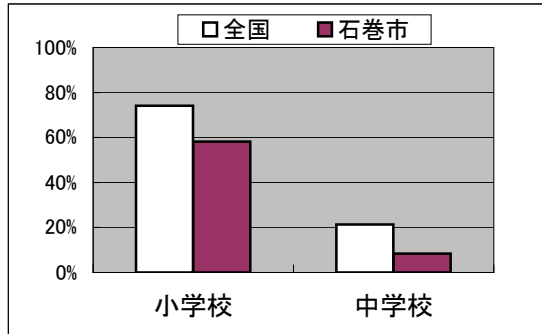
1 12学級以上の学校における司書教諭発令状況(%)



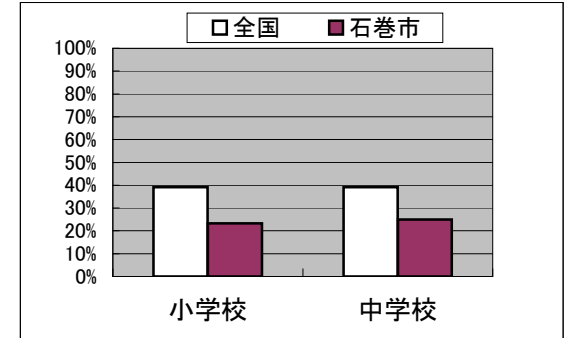
2-1 全校一斉の読書活動の実施状況(%)



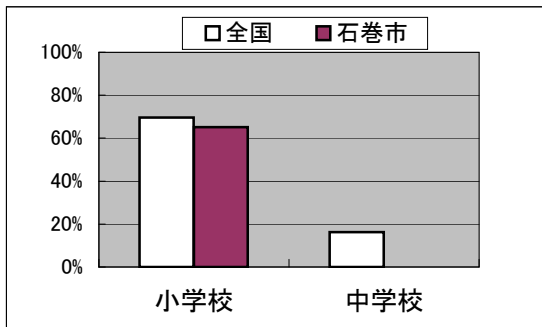
2-2 図書の読み聞かせやブックトークを実施(%)



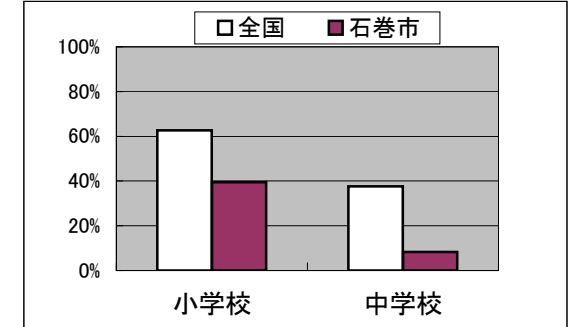
2-3 読書感想文コンクールを実施(%)



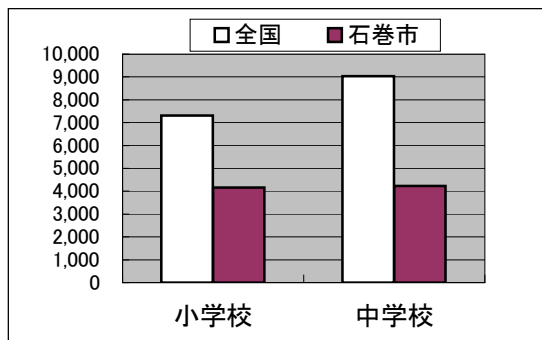
2-4 ボランティアを活用している学校数(%)



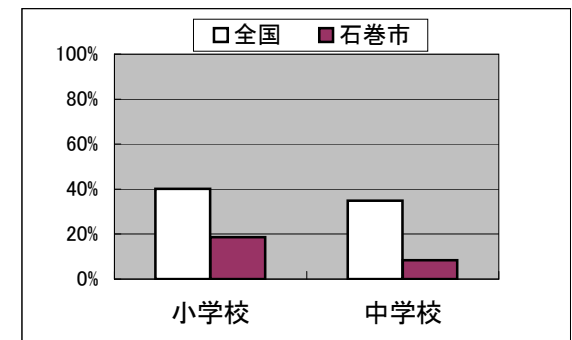
2-5 公共図書館との連携を実施している学校数(%)



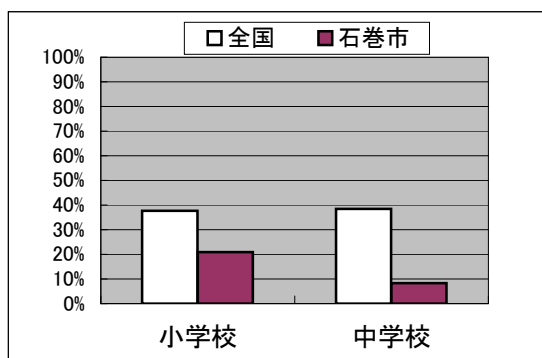
3-1 1校当たり蔵書冊数(冊)



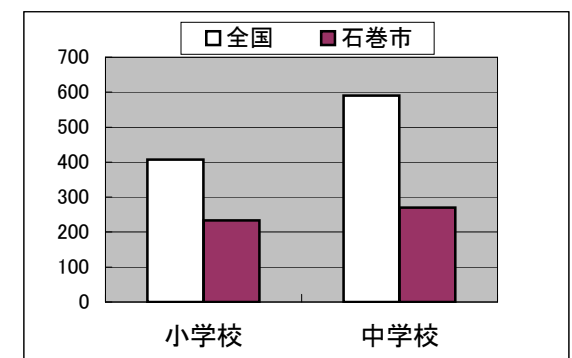
3-2 学校図書館図書標準の達成学校数(%)



3-3 蔵書のデータベース化の状況(%)



3-4 学校図書館1校当たりの図書購入費(千円)



【資料－6】 子どもの読書活動に係る市図書館と県内市立図書館平均との比較

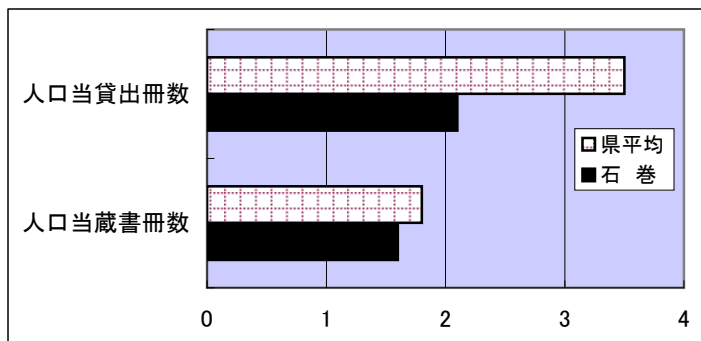


図1 人口当貸出冊数及び蔵書冊数(冊)

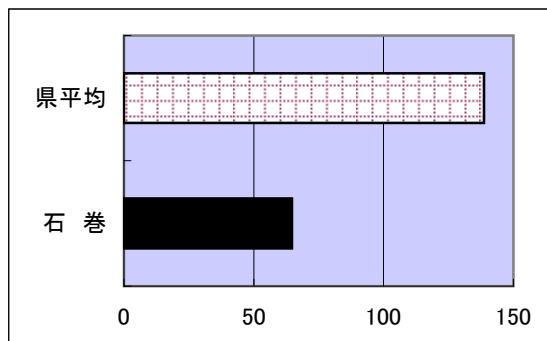


図2 人口当図書資料購入費(円)

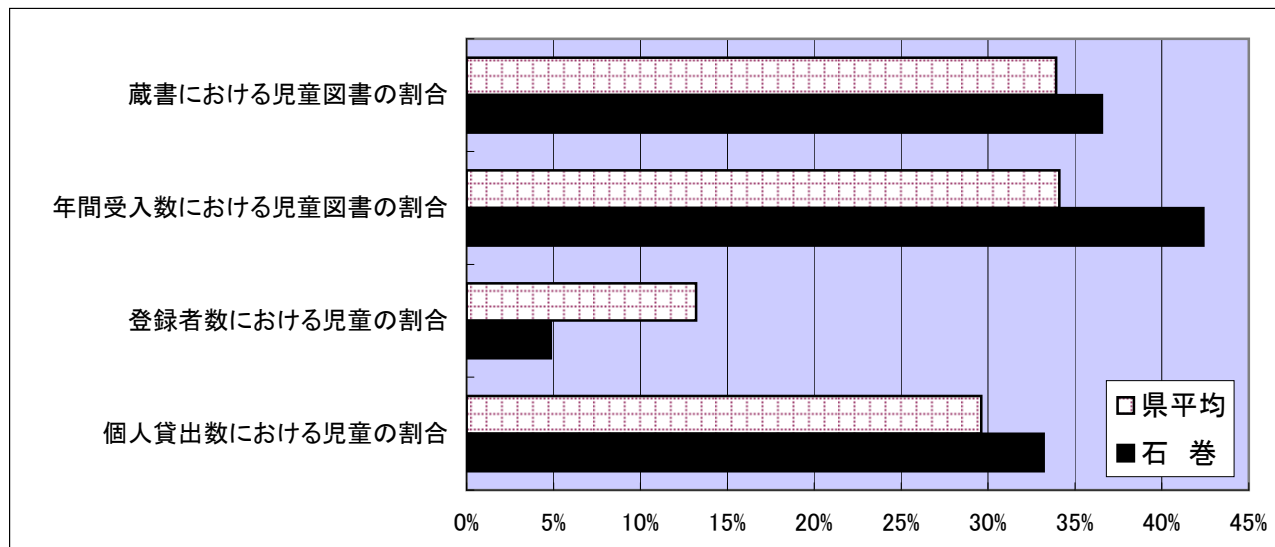


図3 各種サービスにおける児童サービスの割合(%)

【資料－7】 市図書館における過去5年間の子どもの利用状況の推移

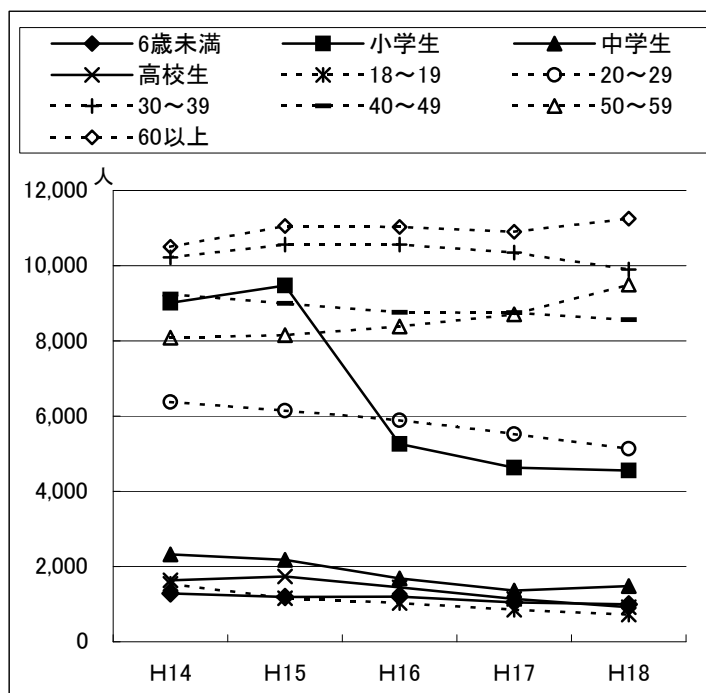


図1 年代別利用人数の推移

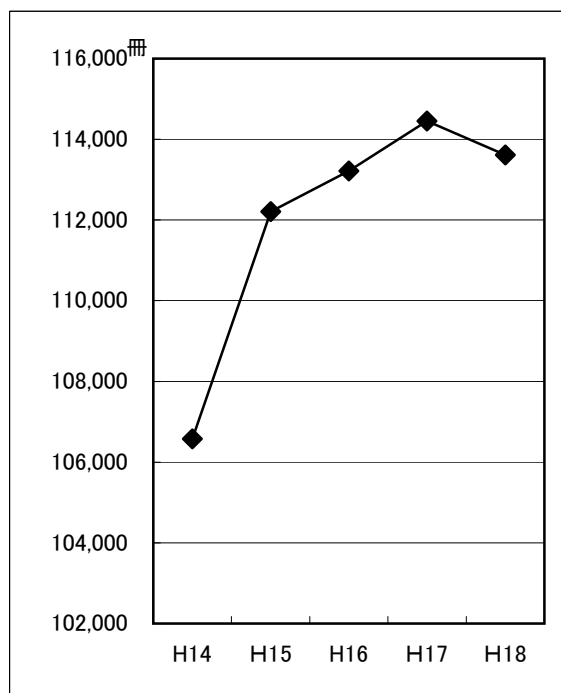


図2 児童図書の貸出冊数の推移

石巻市子ども読書活動推進計画策定経過

年月日	名 称	主な内容	会場	備考
平成19年 10月17日	石巻市子ども読書活動推進委員会設置要綱制定			石巻市訓令第39号
10月25日	教育委員会付議	石巻市子ども読書活動推進計画の策定について	図書館	報告事項
11月 1日	庁議幹事会付議	石巻市子ども読書活動推進計画の策定について	朋友館	審議事項
11月 5日	庁議付議	石巻市子ども読書活動推進計画の策定について	朋友館	審議事項
11月21日	第1回推進委員会	趣旨説明 計画の目的と根拠法令、計画の概要とスケジュール 各種資料による市内の子どもの読書環境の現状把握	中央公民館	
11月29日	第1回作業部会	趣旨説明と素案検討依頼 計画の目的と根拠法令、計画の概要とスケジュール 各種資料による市内の子どもの読書環境の現状把握 各課・館への該当項目の調書提出依頼	中央公民館	
12月20日	第2回作業部会	推進方策案すりあわせ 各課・館提出調書の突合せによる推進方策の検討 今後の審議予定について	図書館	
12月26日	第2回推進委員会	推進方策案検討 作業部会作成の推進方策案の検討 今後の審議予定について	中央公民館	
12月26日	社会教育委員会議	石巻市子ども読書活動推進計画の策定について	中央公民館	報告事項
平成20年 1月16日	第3回作業部会	推進計画案の検討 各課・館による推進計画（案）の検討と調整 パブリックコメントの募集について	中央公民館	
1月22日	第3回推進委員会	推進計画案の検討 作業部会作成の推進計画（案）の検討と調整 パブリックコメントの募集について	中央公民館	
2月 6日 ～ 2月27日	石巻市子ども読書活動推進計画（案）に対するパブリックコメントの募集			
2月29日	社会教育委員会議	石巻市子ども読書活動推進計画の策定について	中央公民館	審議事項
3月 6日	第4回作業部会	パブリックコメントへの対応 市民意見への対応と推進計画（案）修正の検討	中央公民館	
3月13日	第4回推進委員会	推進計画（案）の検討 市民意見への対応と推進計画（案）修正の検討	中央公民館	
3月27日	教育委員会付議	石巻市子ども読書活動推進計画（案）について	図書館	審議事項
4月17日	庁議幹事会付議	石巻市子ども読書活動推進計画（案）について	中央公民館	審議事項
4月21日	庁議付議	石巻市子ども読書活動推進計画（案）について	中央公民館	審議事項

石巻市子ども読書活動推進委員会委員名簿

(平成20年3月31日現在)

No.	担当課	職	氏名	備考
1	健康管理課	参事兼課長	西大條 統 生	
2	子ども家庭課	課長	村 上 光 雄	
3	学校教育課	課長	新 妻 牧 雄	
4	学校管理課	課長	千 葉 忠 志	
5	石巻中央公民館	館長	亀 山 栄 記	
6	図書館	館長	杉 山 幸 子	副委員長
7	生涯学習課	課長	米 谷 富 宏	委員長, 部会長

石巻市子ども読書活動推進委員会作業部員名簿

(平成20年3月31日現在)

No.	担当課	職	氏名	備考
1	健康管理課	保健師	小野寺 裕 子	
2	子ども家庭課	主幹	大 内 重 義	
3	学校教育課	指導主事	横 江 信 一	
4	学校管理課	主査	岡 壯 好	
5	石巻中央公民館	主幹	武 山 正 孝	
6	図書館	主査	阿 部 美 子	
7	生涯学習課	社会教育主事	井 上 正 典	

石巻市子ども読書活動推進委員会事務局

(平成20年3月31日現在)

No.	担当課	職	氏名	備考
1	生涯学習課	課長	米 谷 富 宏	
2	生涯学習課	課長補佐	大 窪 信 宏	
3	生涯学習課	社会教育主事	井 上 正 典	

子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。